

法律第四号（令八・三・三一）

◎地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「令和八年度」を「令和十三年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産大臣署名）